

# 糸島市青少年育成市民会議 備品貸出ルール

糸島市青少年育成市民会議では、青少年健全育成の取組を支援するため、事業に必要な資器材・備品を無料で貸し出しています。

主催者側で不足する物や、使用頻度が多くない資器材等が必要なときは、ぜひご活用ください。

## 1 対象団体等

- ・糸島市内の青少年に対し、健全育成を目的とした事業を行う人及び団体。  
(子ども会やPTA、自治会、スポーツ少年団、各校区民会議など)  
※営利目的の団体、民間企業等への貸し出しは行いません。

## 2 貸出条件

- ・青少年を含む団体であっても、個人的な集まりには貸し出しできません。
- ・市内に在住または通学している青少年の割合が、3割以上または10人以上の場合。

## 3 貸出備品

- ・別紙のとおり

## 4 申請方法

- ・備品の使用にあたっては、事前に申請が必要です。(仮予約は行いません)

### 【申請手順】

#### ①空き状況の確認

(生涯学習課の窓口または電話で、使用日・希望備品・数量等をお知らせください)  
※この時点ではまだ予約確定できていません。



#### ②「備品借用申請書」を生涯学習課窓口へ提出。(貸出希望日の10日前までに)

※申請書は生涯学習課窓口またはホームページにあります。



#### ③備品の貸し出し (平日9時～16時)



#### ④備品の返却 (平日9時～16時)



市HP

## 5 使用料

- ・無料

## 6 その他

- ・貸出備品に、万が一損傷等があった場合は、返却時に必ず申し出ること。  
※申し出がなかった場合は、今後の貸し出しを行わない。また、取り扱いが乱暴な場合も同様とする。  
(例：テントを濡れたまま返却する、食器類を汚れたまま返却するなど)
- ・貸出備品を破損や紛失させた場合は、修理もしくは同等品を購入していただきます。
- ・備品の授受等において、連絡なく時間に遅れる等貸出業務に支障をきたす行為があった場合は、今後の貸し出しは行わない。

### 問い合わせ先等

糸島市青少年育成市民会議

事務局：糸島市生涯学習課生涯学習係

電話番号：092-332-2092

対応時間等：平日8時30分から17時15分

平日9時00分から16時45分(6月1日から)

## 受渡場所

【志摩倉庫：糸島市交流プラザ志摩館 敷地内】糸島市志摩初2-1-8



【生涯学習課窓口】糸島市前原西一丁目1番1号



庁舎4階 6番窓口

